「油山市民の森等リニューアル事業:公募要綱等」訂正箇所新旧対照表

令和3年12月3日

令和3年11月5日に公表した「油山市民の森等リニューアル事業:公募要綱等」からの訂正箇所の対照表を以下に示します。

■公募要綱

目次	【様式】 様式1:説明会及び現地見学会参加申込書 様式2:公募要綱等に関する質問書 様式3:個別現地調査申込書 様式4-1:競争的対話申請書 様式4-2:競争的対話申請書(議題) 様式5:「要求水準書:貸与資料」申請書	【様式】 様式1:説明会及び現地見学会参加申込書 様式2:公募要綱等に関する質問書 様式3:個別現地調査申込書 様式4-1:競争的対話申請書 様式4-2:競争的対話申請書(議題) 様式5:「要求水準書:貸与資料」申請書 様式6:現地地盤調査申込書
(2)	 ④実施期間 ア 個別現地調査期間 i)実施期間:令和3年11月18日(木)~令和3年12月3日(金) 午前9時00分から午後6時00分まで(予定) ii)開催場所:油山市民の森及び油山牧場 ⑤留意事項 ア 説明会及び現地見学会 (中略) イ 個別現地調査 施設の利用時間内であれば調査期間外でも自由に見学することは可能ですが、一般開放していない施設等の見学を希望する場合は、調査期間内で申請してください。 	④現地地盤調査の受付 受付期間 令和3年12月6日(月)から 令和3年12月10日(金)午後5時まで 受付方法 上記期間に、電子メールによる送信のみを受け付けます。 なお、電子メール送信後、24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに問合せ先に連絡してください。 申込書の様式 様式6「現地地盤調査申込書」を電子メールに添付してください。 送信先電子メールアドレス 本公募要綱「第9 2 照会窓口」に記載のメールアドレス 電子メールの件名 【油山市民の森等リニューアル事業(現地地盤調査申請書)】としてください。 ⑤実施期間

i) 実施期間:令和3年11月18日(木)~令和3年12月3日
(金)
午前9時00分から午後6時00分まで(予定)
ii) 開催場所 :油山市民の森及び油山牧場
<u>イ 現地地盤調査期間</u>
i) 実施期間: 令和3年12月7日(火)~令和3年12月27日
<u>(月)</u>
午前 9 時 00 分から午後 6 時 00 分まで(予定)
ii) 開催場所 : 油山市民の森及び油山牧場
⑥留意事項
ア 説明会及び現地見学会
(中略)
イ 個別現地調査
施設の利用時間内であれば調査期間外でも自由に見学することは
可能ですが、一般開放していない施設等の見学を希望する場合は、
調査期間内で申請してください。
ウ現地地盤調査
現地地盤調査の実施を希望する場合は、受付期間内に申請して
ください。詳細の実施法は調査内容に応じて市と協議の上で決定
<u>します。</u>

■要求水準書

該当箇所	訂正前	訂正後
目次	【別添資料】	【別添資料】
	(省略)	(省略)
	別添資料 14:各業務仕様書	別添資料 14:各業務仕様書 <u>および委託・現場説明書</u>
	別添資料 15:油山市民の森 ボランティア団体の活動状況	別添資料 15:油山市民の森 ボランティア団体の活動状況
	別添資料 16: 既指定管理における設備点検・清掃の内容	別添資料 16: 既指定管理における設備点検・清掃 <u>・植栽管理等</u> の内容
	(省略)	(省略)
	【貸与資料】	【貸与資料】
	貸与資料1:過年度地盤調査結果	貸与資料1:過年度地盤調査結果

該当箇所	訂正前	訂正後
	貸与資料2:国有林野使用許可書(様式)	貸与資料2:国有林野使用許可書(様式)
	貸与資料3:既存施設図	貸与資料 3 : 既存施設図
	貸与資料4:市別途契約工事の設計概要	貸与資料4:市別途契約工事の設計概要
	貸与資料5:油山市民の森サインマニュアル検討業務委託 報告書	貸与資料5:油山市民の森サインマニュアル検討業務委託 報告書
	貸与資料6:油山牧場サイン計画検討業務委託 報告書	貸与資料6:油山牧場サイン計画検討業務委託 報告書
		貸与資料7:アスベスト調査結果
		貸与資料8:主要建築物の建築確認申請の手続き状況
P9:第1 4	(11)公共育成について	(11)公共育成について
(11)	(省略)	(省略)
(11)	・利用者が油山牧場内に許可なく動物(盲導犬その他市長が別に定める	・ <u>原則として、利用者が油山牧場内に動物</u> (盲導犬その他市長が別に定
	ものを除く。)を持ち込むことは禁止するものとします。ただし、油	めるものを除く。)を持ち込むことは禁止するものとします。ただし、
	山牧場側から油山市民の森の既存キャンプ場エリア等へ車で移動す	油山牧場側から油山市民の森の既存キャンプ場エリア等へ車で移動
	る場合は、車外に持ち出さない限り持ち込みを可能とします。	する場合は、車外に持ち出さない限り持ち込みを可能とします。
P9:第1 4		(13) 土壌汚染の状況
(13)		過去、油山市民の森および油山牧場において、「有害物質使用対策施
(10)	(新規追加)	設」が設置されたことはありません。事業者は、3,000 m ² 以上の土地の
		形質の変更を行う場合は、事前に市の関係部局(福岡市環境局環境保全
		課)に届出を行ってください。
P41:第3 3	ウ その他	ウ その他
(4) ⑧ウ	(省略)	(省略)
(1) 0)	・動物の愛護及び管理に関する法律第10条に基づき、第一種動物取扱業	・動物の愛護及び管理に関する法律第10条 第2項第3号に規定する動
	の登録を受けてください。	<u>物取扱責任者を選出し、市に報告してください。</u>
	・飼養する畜種は、乳牛、馬、緬羊、山羊を基本とします。ただし、飼	・飼養する畜種は、乳牛、馬、緬羊、山羊を基本とします。ただし、飼
	養する畜種及び頭数については、市と協議の上、実施協定書において	養する畜種及び頭数については、市と協議の上、実施協定書において
	定めるものとします。	定めるものとします。
P49:第4 1		(5) その他
(5)		<u>行政財産貸付契約等を締結する土地又は建築物については、現状で</u>
(- /	(新規追加)	<u>の引き渡しのため、現地の除草、伐採等やその費用負担について市は</u>
		対応しません。また、公募要綱等記載事項と現況が異なる場合には、
		現況を優先します。
P50:第4 2	(2)費用負担	(2)費用負担
(2)	魅力創出企業は、「新たな魅力創出事業」を独立採算で実施するととも	魅力創出企業は、「新たな魅力創出事業」を独立採算で実施するととも
	に、市と締結する行政財産貸付契約等に基づき、以下の貸付料等を市	に、市と締結する行政財産貸付契約等に基づき、以下の貸付料等を市
	へ支払ってください。また、貸付料等を設定しているエリアについて	へ支払ってください。また、貸付料等を設定しているエリアについて
	は、「別添資料19:貸付料等設定エリア」を参照してください。	は、「別添資料19:貸付料等設定エリア」を参照してください。

該当箇所	訂正前	訂正後
	なお、貸付料等の支払い方法については、市との協議の上で決定し	現時点で貸付料を設定していない土地及び建築物については、事業者
	ます。原則として3年ごとに不動産価格の再評価を行い、評価額が変	選定後、貸付料を設定します。また、契約等締結の前に不動産価格評
	動した場合は、使用料・貸付料の額を見直すこととします。	価の有効期限が失効する物件については、再評価を行い、貸付料を再
		設定するものとします。
		なお、貸付料等の支払い方法については、市との協議の上で決定し
		ます。原則として3年ごとに不動産価格の再評価を行い、評価額が変
		動した場合は、使用料・貸付料の額を見直すこととします。
別添資料3		(保安林種類のエリア分けを追加)
別添資料 13		(市民研修施設の既存厨房機器の項目追加)
別添資料 16		(植栽管理等の内容追加)
貸与資料4		(基本設計概要を追加)

■提案様式集

該当箇所	訂正前	訂正後
様式 C-18		(牧場エリア対象施設に「管理事務所」を追加)
様式 G-2		(牧場エリア対象施設に「管理事務所」を追加)

■事業実施協定書(案)

■サネスル励足		
該当箇所	訂正前	訂正後
第16条第1項	第 16 条 指定管理施設について公募要綱等に定める機能を維持するた	第 16 条 指定管理施設について公募要綱等に定める機能を維持するた
[7ページ]	めに行う修繕(但し、1回あたり 20 万円以下の修繕に限る。)は、指	めに行う修繕(但し、1回あたり <u>30 万円以下</u> の修繕に限る。)は、指
	定管理事業に含めるものとし、事業期間中にかかる修繕を行う必要が	定管理事業に含めるものとし、事業期間中にかかる修繕を行う必要が
	生じた場合には、乙は、乙の責任と費用負担において、当該修繕を行	生じた場合には、乙は、乙の責任と費用負担において、当該修繕を行
	うものとし、又は指定管理者をして行わせるものとする。なお、1回	うものとし、又は指定管理者をして行わせるものとする。なお、1回
	あたり 20 万円を超える修繕 (但し、[乙又は構成企業]の責めに帰すべ	あたり 30万円を超える修繕(但し、[乙又は構成企業]の責めに帰すべ
	き事由によるものは除く。)は、甲の責任と費用負担において行う。	き事由によるものは除く。)は、甲の責任と費用負担において行う。
第 40 条第 1 項	第40条 甲は、第7条の事業期間にかかわらず、指定管理企業と締結し	第40条 甲は、第7条の事業期間にかかわらず、指定管理企業と締結し
[17ページ]	た指定管理者基本協定、又は魅力創出企業と締結した行政財産貸付契	た指定管理者基本協定、又は魅力創出企業と締結した行政財産貸付契
	約等を解除し、又は次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合に	約等を各協定又は契約等の規定に基づき解除し、又は次の各号に掲げ
	は、本協定を解除することができる。	るいずれかの事由が生じた場合には、本協定を解除することができる。